

## 碧南市犯罪被害者等支援金支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市犯罪被害者等支援条例（令和8年碧南市条例第7号）第9条の規定により支給する碧南市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病（精神疾患を除く。以下同じ。）が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、その療養の期間が1か月以上であり、かつ、その療養のために通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 犯罪行為のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことに起因する精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上であり、かつ、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができない程度であると医師に診断されたものをいう。
- (7) 愛知県ファミリーシップ宣誓制度 愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年3月18日施行）第1条に基づく愛知県ファミリーシップ宣誓制度をいう。

- (8) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性を持った生活共同体を構築している又は構築することを約束した関係をいう。
- (9) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者及びその者の一方又は双方の子その他親族を含め家族であることを約束した関係をいう。
- (10) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(支援金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 支援金の種類、対象者（以下「支給対象者」という。）及び支給する額（以下「支給額」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定による支援金の支給に当たっては、やむを得ない事情により住民登録をせず市内に居住している者について、書類により客観的に市内に居住していることが確認できるときは、市内に住所を有する者とみなすことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、支給対象者が複数の支給を受ける場合における支援金の支給額は、支給対象者1人につき30万円を限度とする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同一の世帯において支給対象者が複数いる場合における支援金の支給額は、1世帯につき30万円を限度とする。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族支援金の支給対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくパートナーシップの関係にあった者を含む。）を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者と生計を一にしていた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者を含む。子及び父母については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシ

ップの関係にあった者を含む。)

- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者と生計を一にしていたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族支援金の支給対象とする遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができない。
- 5 第1順位の遺族が遺族支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

(支援金を支給しないことができる場合)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金を支給しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位の遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者、愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあつた者を含む。)があつたとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であつたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を申請しようとするときは、碧南市犯罪被害者等支援金支給申請書

(以下「申請書」という。)に、別表第2に規定する書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事実を市の公簿等によって確認できるときは、当該添付書類の提出を省略することができる。

2 支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)が未成年者である場合又はやむを得ない事情により当該支援金の申請ができない場合は、当該申請者の代理人により申請することができる。

(申請期限)

第7条 犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、前条の規定による申請をすることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給を適当と認めたときは碧南市犯罪被害者等支援金支給決定通知書により、支援金の支給を不適当と認めたときは碧南市犯罪被害者等支援金却下通知書により、申請者に速やかに通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請者から当該申請に係る状況について調査をすることができる。この場合において、市長は申請書及び添付書類の内容の審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、支援金の支給決定後においても適用する。

(支援金の請求)

第9条 前条の規定により支援金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)は、碧南市犯罪被害者等支援金請求書(以下「請求書」という。)により、市長に当該支援金の支給を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受領したときは、遅滞なく当該支援金を支給決定者に交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定を受けたとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、碧南市犯罪被害者等支援金支給決定取消通知書により支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、碧南市犯罪被害者等支援金返還請求書により支給決定者にその返還を請求するものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第12条 市長は、支援金の支給を行うに当たり必要な範囲内において、警察その他関係機関から個人情報を収集し、提供を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

別表第1（第3条関係）

支援金の種類	対象者	支給額
遺族支援金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（重傷病支援金又は精神療養支援金の支給後、当該支援金の受給に係る犯罪行為を起因として死亡した者の遺族を含む。）であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する第4条に規定する第1順位の遺族	30万円
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有するもの	10万円
精神療養支援金	犯罪行為により精神疾患を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において市内に住所を有するもの	2万5千円

別表第2（第6条関係）

区分	提出する書類	備考
遺族支援金	犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し	
	申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書	
	申請者が犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類	
	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を証明する書類	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者である場合に限る。
	愛知県ファミリーシップ宣誓書受理証明書又は受理証明カードの写し、他の地方公共団体における同様の制度に基づく宣誓の証明書の写し等	申請者が犯罪被害者と愛知県ファミリーシップ宣誓制度及び他の地方公共団体における同様の制度に基づくファミリーシップの関係にあった者である場合に限る。
	第1順位の遺族であることを証明する書類	申請者が犯罪被害者の配偶者である場合を除く。
	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と生計を一にしていた事実を認めることができる書類	申請者が犯罪被害者の生計維持遺族である場合に限る。
	碧南市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書	遺族支援金の支給を受けることができる遺族が2人以上あるときに限る。
犯罪被害にあった事実を認めることができる書類		

	その他市長が必要と認める書類	
重傷病支援金	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書	受傷日、療養期間、入院日数及び病名が記載されているもの
	犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類	
	犯罪被害にあった事実を認めることができる書類	
	その他市長が必要と認める書類	
精神療養支援金	精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書	受傷日、療養期間、病名及び通算3日以上労務に服することができないことが記載されているもの
	犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類	
	犯罪被害にあった事実を認めることができる書類	
	その他市長が必要と認める書類	